一般社団法人日本原子力学会

1002-01-02

炉物理部会　部会賞表彰細則

2018 年 3 月 14 日　炉物理部会運営小委員会決定

（目的）

第１条　本細則は「炉物理部会規約」第１条，第３条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第１条に基づき，炉物理部会部会賞（以下，「部会賞」という）について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　原子炉物理学分野の若手の研究者・技術者の奨励を目的として，本分野において優れた活動をおこなっている若手研究者・技術者に対し，部会賞奨励賞を贈呈する。また，原子炉物理学分野の発展に著しい貢献・功績が認められる活動をおこなっている研究者・技術者・組織施設に対し，部会賞貢献賞を贈呈する。

（受賞資格）

第３条　部会賞の受賞資格は以下のとおりとする。

２　奨励賞については，当該年度の４ 月１ 日時点で満 35 歳以下であること。貢献賞については，年齢制限を設けない。

３　炉物理部会員または学生部会員であること。

（受賞の判定基準）

第４条　受賞の判定基準は以下のとおりとする。

２　奨励賞については，原子炉物理学分野の研究・技術開発等において積極的かつ優れた活動をおこなっていること，かつ研究・技術開発等の活動の成果を，学術雑誌，国際会議，または日本原子力学会「春の年会」・「秋の大会」等で発表していること。ただし今後の更なる発展が期待できるものであれば完成度は問わない。受賞者は，毎年３名以内とする。

３　貢献賞については，原子炉物理学分野の発展に対する貢献・功績が認められること。研究者・技術者への授賞については受賞者の人数制限は設けない。組織・施設への授賞については構成員の人数制限は設けない。

４　奨励賞，貢献賞ともに，該当者がいない場合は受賞者なしとする。

（応募）

第５条　部会賞の公募は，炉物理部会ホームページ上でおこなう。

２　部会賞奨励賞の応募は自薦または他薦とし，所定の用紙にて部会長宛提出する。

３　部会賞貢献賞の応募は，原則として他薦とし，その貢献・功績に対し２つ以上の所属機関か

ら計４名以上の部会員の推薦者があることとし，所定の用紙にて部会長宛提出する。

（選考・表彰手順・表彰時期）

第６条　選考小委員会を部会長，副部会長，庶務幹事および部会長の指名するその他の運営委員からなる６名で構成する。ただし，利害関係者は選考小委員会の構成員になれない。

２　選考小委員会は応募のあった者の中から候補者を選定する。

３　部会長は，運営小委員会の承認を得て，候補者の受賞を決定する。

４　受賞者の表彰は，部会全体会議においておこない，表彰状および副賞を贈呈する。

５　部会賞推薦書の様式，公募時期，表彰状および副賞等の詳細については運営小委員会において定める。

（選考結果報告）

第７条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第８条　本細則の改定は，炉物理部会運営小委員会が決定し，炉物理部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

１　平成 24 年 3 月 21 日　第 36 回炉物理部会全体会議制定，同日施行

２　改定履歴

①　平成 18 年 9 月 28 日　「部会表彰内規」として制定

②　平成 24 年 3 月 21 日　学会管理の内規に変更。第 36 回炉物理部会全体会議制定

③　平成 27 年 9 月 10 日　第 43 回炉物理部会全体会議承認，平成 27 年 12 月 14 日　第 2 回部会等運営委員会報告，平成 28 年 1 月 26 日　第 6 回理事会報告

④　平成 28 年 3 月 27 日　「炉物理部会部会賞表彰細則」に変更　炉物理部会運営小委員会承認，平成 28 年 3 月 27 日　第 44 回炉物理部会全体会議報告，平成 28 年 6 月 16 日 部会等運営委員会報告，平成 28 年 7 月 28 日　第 2 回理事会報告

⑤　平成 28 年 8 月 1 日　炉物理部会運営小委員会決定，平成 28 年 9 月 8 日　第 45 回炉物理部会全体会議報告，平成 29 年 3 月 15 日部会等運営委員会メール報告，平成 29 年 3 月 21 日　第 7 回理事会報告

⑥　2018 年 3 月 14 日　炉物理部会運営小委員会決定、2018 年 3 月 27 日　第 48 回炉物理部会全体会議報告，2018 年 4 月 17 日　部会等運営委員会メール報告，2018 年 5 月 29 日 第 8 回理事会報告

附則

１　平成 27 年 9 月 10 日承認の内規は，炉物理部会全体会議承認の日から施行する。

２　平成 28 年 7 月 28 日承認の細則は，炉物理部会運営小委員会承認の日から施行する。

３　平成 28 年 8 月 1 日決定の細則は，炉物理部会運営小委員会承認の日から施行する。

4　2018 年 3 月 14 日決定の細則は，炉物理部会運営小委員会承認の日から施行する。